

第 33 回筑後市農業委員会総会議事録

日 時 令和 8 年 3 月 5 日 午後 1 時 26 分～午後 2 時 20 分

場 所 東庁舎 3 階 302 号室

出欠者 出席者 16 名 欠席者 0 名

議 事 1. 開 会

2. 議事録署名人の指名

3. 付議事案

報告 第 1 号 農地法第 18 条の規定による合意解約について

報告 第 2 号 農業経営基盤強化促進法の農用地利用集積計画の利用権
解約について

議案 第 1 号 農地中間管理事業にかかる農用地利用集積等促進計画の
所有権移転について

議案 第 2 号 農地中間管理事業にかかる農用地利用集積等促進計画に
ついて

議案 第 3 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案 第 4 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

議案 第 5 号 農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画の変更に
ついて

追加議案 第 6 号 農業経営基盤強化促進法第 19 条の規定による
地域計画の変更について

4. 閉 会 協議（報告）事項

出席委員（16 名）

| | | | |
|------|-------|------|--------|
| 1 番 | 松永 博視 | 2 番 | 富安 春二 |
| 3 番 | 吉武 正悟 | 4 番 | 鶴田 清 |
| 5 番 | 田島 雅弘 | 6 番 | 河原 努 |
| 7 番 | 溝口 弘之 | 8 番 | 中村 伸秀 |
| 9 番 | 下川 一馬 | 10 番 | 中村 勇次 |
| 11 番 | 近藤 茂 | 12 番 | 井寺 知江子 |
| 13 番 | 下川 隆稔 | 14 番 | 城戸 孝行 |

15番 成清 輝美

16番 岡本 義照

欠席委員 (0名)

出席事務局職員

事務局長 井上 浩二

課長補佐兼担当係長 中村 敏和

午後1時26分 開会

○事務局

皆さんお揃いですので、始めさせていただきたいと思います。会長、よろしくお願
いします。

○議長

皆さん、こんにちは。(こんにちは。)大変お忙しい中ご出席いただきましてありが
とうございます。只今から第33回農業委員会総会を始めさせていただきます。本日は、
全員出席でございます。次に、注意事項でございます。効率的な審議となるよう
事務局からの説明は簡潔にお願いします。また、発言される方は議長の許可を得てか
ら議案の審議に必要なものを簡潔にお願いし、議案の審議に影響の無いご質問につ
きましては最後の協議事項の際にお願いを致します。

本日の議事は報告事項が2件、議案5件でございますが、1件の追加議案の申し入
れが事務局からあっております。慎重なるご審議と円滑な会議の進行にご協力をお願
い致します。次に議事録署名人の指名を行います。本日の委員会の議事録署名人は5
番の田島雅弘委員、6番の河原努委員にお願いします。それでは、報告第1号から第
2号ついて続けて事務局の説明をお願いします。

○事務局

議案書の1ページをお願い致します。

報告第1号 農地法第18条の規定による合意解約について でございます。

3条の合意解約でございます。第1項を説明致します。第1項、所在西牟田、地目田1筆、面積1,035㎡、解約事由は、耕作することができなくなったためということでございます。続きまして、2ページをお願いします。

報告第2号 農業経営基盤強化促進法の農用地利用集積計画の利用権解約について
でございます。

第1項を説明いたします。第1項、所在富重、地目田2筆、面積計5,328㎡、解約事由は、耕作者変更のためということで、解約後は、16ページ第9項に記載をしておりますので、ご確認をお願いします。説明は以上でございます。

○議長

それでは、報告事項を終わります。次に、議案第1号を提案致します。第1項について、事務局の説明をお願いします。

○事務局

議案書の6ページをお願いいたします。

議案第1号 農地中間管理事業にかかる農用地利用集積等促進計画の所有権移転について
でございます。

第1項、所在島田、地目田2筆、面積計5,504㎡、渡人、大字島田の____さん、推進機構への移転日は、令和8年4月30日です。機構から最終的な受人、大字井田の____さんへの移転日は、令和8年5月25日となっています。利用目的は、米・麦・大豆、売買価格は、合意により総額で____円、こちらの農地は、____さんが借りてあった農地で、今回、同法人構成員の____さんが購入されるものです。説明は以上でございます。

○議長

第1項について、質問のある方はお願いします。

【質問なし】

質問も無いようでございますので、採決をとります。第1項について承認すること

に賛成の方は挙手をお願いします。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので承認することに致します。次に、第2項について提案致します。事務局の説明をお願いします。

○事務局

7ページになります。第2項、所在水田、折地、地目田13筆、畑3筆、面積計8,352㎡、渡人、福津市の_____さん、推進機構への移転日は令和8年4月30日です。推進機構から最終的な受人、大字折地の_____さんへの移転日は令和8年5月25日となっています。利用目的は、米・麦、売買価格は、合意により総額で_____円、こちらは、基盤整備されていない農地で_____さんが現在、借りてある農地でございます。説明は以上です。

○議長

第2項について、質問のある方はお願いします。

【質問なし】

質問も無いようでございますので、採決をとります。第2項について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので承認することに致します。次に、議案第2号について提案致します。事務局の説明をお願いします。

○事務局

8ページになります。

議案第2号 農地中間管理事業にかかる農用地利用集積等促進計画について

でございます。

こちらは22ページまでございますが、第1項を説明致します。権利種別、貸借権設定、第1項、所在鶴田、地目田6筆、面積計17,631㎡、利用権は賃貸借、貸人、大字鶴田の_____さん、それから東京都の_____さん、大字鶴田の_____さんの代表相続人で_____さん、借人、大字鶴田の_____さん、利用目的は米・麦・大豆、借賃は反当り_____kg、期間は10年間でございます。集計の説明をさせていただきます。

23ページをお願いします。左上の総計です。田34件、面積167,600㎡、畑7件、面積11,118㎡、合計、41件、面積178,718㎡でございます。新規再設定の別、新規40件、再設定1件、通年・期間借地の別、通年39件、期間借地2件、小作料納入別、金納15件、物納18件、物納は利用権としては賃貸借となります。耕起代掻3件、使用貸借5件で無償での貸借となります。右の表をお願いします。貸借期間別でございます。1年が1件、2年が1件、3年が7件、4年が1件、5年が10件、10年が18件、15年が2件、30年が1件となっております。1年の分は、イチゴの苗を育てるのに5か月間貸借されるということでございます。説明は以上でございます。

○議長

議案第2号について質問のある方はお願いします。

【質問なし】

質問も無いようでございますので、採決を取ります。議案第2号について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので承認することに致します。次に、議案第3号農地法3条について提案いたします。第1項でございますが、農業委員会会議規則第10条の規定によりまして、委員は自己に関する事項については議事に参与できませんので、従って12番井寺知江子委員には退席をいただきます。

【井寺委員退室】

第1項について、事務局の説明をお願いします。

○事務局

議案書24ページになります。

議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について でございます。

第1項、契約売買、所在庄島、地目田2筆、面積計717㎡、渡人、大字庄島の____さん、受人、大字庄島の____さん、申請事由は規模縮小のためでございます。作物は水稻、売買価格は合意により反当り____円となっております。説明は以上です。

○議長

第1項について担当委員の説明をお願いします。

○担当委員

1番の松永です。このとおりでありまして、_____さんの圃場を_____さんが今後作るということです。審議方よろしくをお願いします。

○議長

説明も終わりましたので、第1項について、質問のある方はをお願いします。

【質問なし】

質問も無いようでございますので、採決を取ります。第1項について許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので許可することに致します。井寺委員の入室をお願いします。

【井寺委員入室】

○議長

次に、第2項について、提案致します。事務局の説明をお願いします。

○事務局

第2項、契約贈与、所在前津、地目畑2筆、樹園地2筆、面積計3,024㎡、渡人、大字前津の_____さん、受人、八女市の_____さん、申請事由は孫の_____さんへの贈与のためでございます。作物は梨です。説明は以上です。

○議長

第2項について、担当委員の説明をお願いします。

○担当委員

4番の鶴田です。事務局の説明のとおりでございます。ご審議よろしくをお願いします。

○議長

説明も終わりましたので、第2項について質問のある方はをお願いします。

【質問なし】

質問も無いようでございますので、採決を取ります。第2項について許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので許可することに致します。次に、第3項について事務局

の説明をお願いします。

○事務局

第3項、契約売買、所在尾島、地目畑1筆、面積261㎡、渡人、大字志の_____さん、受人、大字尾島の_____さん、申請事由は規模縮小のためでございます。作物は野菜。売買価格は、合意により総額_____円となっております。説明は以上です。

○議長

第3項について、担当委員の説明をお願いします。

○担当委員

10番の中村です。ただいまの事務局の説明のとおりでございます。ご審議方よろしくお願ひ致します。

○議長

説明も終わりましたので、第3項について質問のある方はお願いします。

【質問なし】

質問も無いようでございますので、採決を取ります。第3項について許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので許可することに致します。次に、第4項について事務局の説明をお願いします。

○事務局

議案書は25ページになります。第4項、契約賃貸借、所在和泉、長崎、地目田9筆、畑2筆、面積計11,563㎡、貸人、大字和泉の_____さん、_____さん、滋賀県大津市の_____さん、大字和泉の_____さん、大字下北島の_____さん、大字和泉の_____さん、受人、_____さんです。申請事由は_____のためでございます。作物は水稲・小麦・大麦・大豆・とうもろこしです。借賃は、反当り_____円、期間は1年となっております。_____では、_____に基づく賃貸借の設定となっております。説明は以上です。

○議長

第4項について、担当委員の説明をお願いします。

○担当委員

4番の鶴田です。事務局の説明のとおりでございます。ご審議よろしくお願ひしま

す。

○議長

説明も終わりましたので、第4項について質問のある方はお願いします。

【質問なし】

質問も無いようでございますので、採決を取ります。第4項について許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので許可することに致します。次に、第5項について事務局の説明をお願いします。

○事務局

議案書の26ページです。第5項、契約売買、所在常用、地目畑1筆、面積754㎡、渡人、久留米市の_____さん、北九州市の_____さん、春日市の_____さん、久留米市の_____さん、受人、大字徳久の_____さん、申請事由は、離農のためでございます。作物は芋、売買価格は、合意により総額で_____円です。こちらの農地は現在、管理がされていないとのことです。また、受人は__歳ということで、農地近くの宅地を併せて取得されまして、お住まいになると伺っております。説明は以上でございます。

○議長

担当委員の説明をお願いします。

○担当委員

4番の鶴田です。先ほどの事務局の説明のとおりでございます。ゆくゆくは、広げて作りたいと言ってありました。ご審議よろしくをお願いします。

○議長

説明も終わりましたので、第5項について質問のある方はお願いします。

【質問なし】

質問も無いようでございますので、採決を取ります。第5項について許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので許可することに致します。次に、第6項について事務局の説明をお願いします。

○事務局

第6項、契約売買、所在常用、地目田1筆、面積611㎡、渡人、大字熊野の_____さん、受人、大字津島の_____さん、申請事由は規模縮小のためでございます。作物は野菜、売買価格は、合意により反当り_____円となっております。説明は以上でございます。

○議長

担当委員の説明をお願いします。

○担当委員

10番の中村です。ただいまの事務局の説明どおりでございます。ご審議方よろしくをお願いします。

○議長

説明も終わりましたので、第6項について質問のある方はお願いします。

【質問なし】

質問も無いようでございますので、採決を取ります。第6項について許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので許可することに致します。次に、議案第4号農地法第5条を提案致します。事務局の説明をお願いします。

○事務局

議案書27ページをご覧ください。

議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について _____ でございます。

第1項、契約売買、所在和泉、地目田1筆、面積330㎡、渡人、筑后市和泉の_____さん、受人、同じく和泉の_____さん、申請事由は個人住宅で建て増しということになっております。場所の確認をお願いします。地図の1ページです。_____の裏、南側の農地になっております。こちら用途地域で第3種農地、原則許可になります。_____さんの子どもさんが大きくなられて、部屋がないため建て増しをされるということで、隣に、南側に_____さんと書いてあると思いますけど、その隣に建てられるというところでございます。土地の価格は、_____円、坪単価_____円、説明は以上でござ

ざいます。

○議 長

担当委員の説明をお願いします。

○担当委員

4番の鶴田です。事務局の説明のとおりでございます。ご審議よろしくお願ひします。

○議 長

第1項について、質問のある方はお願いします。

【質問なし】

質問も無いようでございますので採決をとります。第1項について承認することに賛成の方、挙手をお願い致します。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので承認することに致します。次に、第2項について提案致します。事務局の説明をお願いします。

○事務局

第2項、契約使用貸借、所在前津、地目畑1筆、面積297㎡、貸人、筑后市前津の_____さん、借人、広川町の_____さん、_____さん、親子で娘さん夫婦になられます。申請事由は、個人住宅建設です。場所の確認をお願いします。地図の2ページです。_____からいうと北東約700mのところ、新しく通っているバイパスのところの一面になります。用途地域で第3種農地、原則許可になります。説明は以上です。

○議 長

担当委員の説明をお願いします。

○担当委員

4番の鶴田です。先ほどの事務局の説明のとおりでございます。ご審議よろしくお願ひします。

○議 長

説明も終わりましたので、第2項について、質問のある方はお願いします。

【質問なし】

質問も無いようでございますので採決をとります。第2項について承認することに賛成の方、挙手をお願い致します。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので承認することに致します。次に、第3項について提案致します。事務局の説明をお願いします。

○事務局

第3項、契約使用貸借、所在一条、地目畑1筆、面積328㎡、貸人、筑後市一条の_____さん、借人、久留米市三潞町の_____さん、親子になられます。場所の確認をお願いします。地図3ページです。_____の東約300mのところでは10haを超える農地で第1種農地ですが、集落接続で例外的に許可となります。一体利用地が申請地の東側、通路として利用されるということでございます。説明は以上です。

○議長

担当委員の説明をお願いします。

○担当委員

8番の中村です。先ほどの事務局の説明のとおりでございます。ご審議方よろしくをお願いします。

○議長

説明も終わりましたので、第3項について、質問のある方はをお願いします。

【質問なし】

質問も無いようでございますので採決をとります。第3項について承認することに賛成の方、挙手をお願い致します。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので承認することに致します。次に、第4項について提案致します。事務局の説明をお願いします。

○事務局

第4項、契約売買、所在溝口、地目畑2筆、面積1,550㎡、渡人、筑後市溝口の_____さん、受人、野町の_____さん、_____をされており、八女市で賃貸されておりましたが、今回、筑後市に移転されるものです。申請事由は、_____で駐車場・運動場用地となっております。場所の確認をお願いします。地図の4ページです。左側の5条4と書いてある。_____から直ぐ西側で広がり10ha未満の農地で第2種農地、代替地がないため許可可能になります。_____さんは、令和4年に_____に同じような施設を建設されております。土地の価格は、総額の_____円、坪単価の_____円、説明は

以上でございます。

○議 長

担当委員の説明をお願いします。

○担当委員

7番の溝口です。ただいまの事務局の説明のとおりでございます。_____並びに駐車場を建設する予定でございます。ご審議方よろしくをお願いします。

○議 長

説明も終わりましたので、第4項について、質問のある方はをお願いします。

【質問なし】

質問も無いようでございますので採決をとります。第4項について承認することに賛成の方、挙手をお願い致します。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので承認することに致します。次に、第5項について提案致します。事務局の説明をお願いします。

○事務局

議案書28ページをご覧ください。第5項、契約売買、所在溝口、地目畑1筆、面積647㎡、渡人、筑後市溝口の_____さん、受人、筑後市常用の_____さん、申請事由は、個人住宅及び作業場となっております。作業場はコーヒーの焙煎をされる予定でございます。場所の確認をお願いします。先ほどの地図4ページの右側です。同じく_____から直ぐのところになります。同じく10ha未満の広がり農地、第2種農地、集落接続で許可可能になります。土地の価格は、_____円、坪単価の_____円、説明は以上です。

○議 長

担当委員の説明をお願いします。

○担当委員

7番溝口です。ただいま事務局の説明のとおりでございます。ご審議方よろしくをお願いします。

○議 長

説明も終わりましたので、第5項について、質問のある方はをお願いします。

【質問なし】

質問も無いようでございますので採決をとります。第5項について承認することに賛成の方、挙手をお願い致します。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので承認することに致します。次に、第6項について提案致します。事務局の説明をお願いします。

○事務局

第6項、契約売買、所在野町及び上北島、地目田13筆、畑2筆、面積合計の2,886.33㎡、渡人、筑後市野町の_____さん、同じく野町の_____さん、同じく野町の_____さん、同じく野町の_____さん、受人、佐賀県武雄市の_____さん、申請事由は、共同住宅3棟28戸となっています。場所の確認をお願いします。地図の5ページです。左側にJRが通っていますが_____のところから西約500mのところ、広がり10ha未滿、第2種農地で集落接続のため許可可能になります。一体利用地として、申請地の南のところは公衆用道路77㎡となっております。土地の価格は、総額の_____円、坪単価_____円となっております。説明は以上です。

○議長

担当委員の説明をお願いします。

○担当委員

13番下川です。先ほどの事務局の説明のとおりでございます。ご審議よろしくをお願いします。

○議長

説明も終わりましたので、第6項について、質問のある方はをお願いします。

【質問なし】

質問も無いようでございますので採決をとります。第6項について承認することに賛成の方、挙手をお願い致します。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので承認することに致します。次に、第7項について提案致します。事務局の説明をお願いします。

○事務局

議案書29ページをご覧ください。第7項、契約売買、所在富久、地目畑1筆、面積69㎡、渡人、西牟田の_____さん、受人、富久の_____さん、申請事由は、駐車場とな

っております。場所の確認をお願いします。地図の6ページです。_____さんの道を挟んですぐのところになっております。周りが住宅に囲まれた農地で1筆しかありませんので、第3種農地で原則許可になります。申請地の南側に宅地もありまして、そちらも一緒に使われるということで計画がなされております。土地の価格は、宅地まで含めて_____円、坪単価_____円、説明は以上です。

○議長

担当委員の説明をお願いします。

○担当委員

1番松永です。これはこの地図の東側に_____とありますが、この方が亡くなられて、奥さんも_____に住まれて、ここには誰も住んでおられません。家とこういうところを処分に掛かっておられます。審議方よろしくをお願いします。

○議長

説明も終わりましたので、第7項について、質問のある方はお願いします。

【質問なし】

質問も無いようでございますので採決をとります。第7項について承認することに賛成の方、挙手をお願い致します。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので承認することに致します。次に、第8項について提案致します。事務局の説明をお願いします。

○事務局

第8項、契約賃貸借、所在西牟田、地目田2筆、面積合計4,373㎡、貸人、筑後市西牟田の_____さん、久留米市三潞町の_____さん、借人、朝倉市の_____さん、申請事由は、店舗_____建設となっております。場所の確認をお願いします。地図の7ページです。西牟田の_____の北側の農地で、広がり10ha未満の農地で第2種農地、代替地がないため許可可能となっております。賃貸借の期間は、25年となっております。こちら農振除外が令和7年2月17日に完了しているところでございます。説明は以上でございます。

○議長

担当委員の説明をお願いします。

○担当委員

11番近藤です。内容につきましては、事務局の説明のとおりですけど、実はですね、2筆ありますけど西牟田_____さん所有の田につきましては、除外以前から耕作放棄地ということで、苦情が発生しております、それで、再々、事務局や私も管理についてですね、お願いしておりましたけれども、除外が終わってもなかなか管理が行き届きませんでしたから、今後こういう件に関しましては、除外が完了してからも所有権の移転をするまでは、管理をですね、お願いしておきたいと思っております。

○議長

説明も終わりましたので、第8項について、質問のある方はお願いします。

○委員(14番)

14番の城戸です。近藤さんここは、悪くしよったら大水に浸かるですよ。

○担当委員

_____の隣がちょっと低い、_____の方が、一応、田んぼを作ってありましたけど、_____の方は、どうしても道路と後ろの西側に側溝がありますからですね、排水がですね、基盤整備田ではありますけどですね、排水というか、なかなか水の逃げ場があんまり良くないといったところがあると思います。

○委員(14番)

貯水池は作るようにしてあるけど、大水の時は_____のどこからあそこまで浸かるからですね。

○担当委員

全然管理が行き届きませんでしたからですね、相当苦情が出ましたからですね、私なり事務局なり対応しましたけれども、まあ、こういう風で造成が出来るというようなことで一安心ではありますからですね。

○委員(14番)

排水に関しては、立ち合いしてあるから、ある程度はいいでしょうけど、ひよっとしたら大水に浸かる可能性あるからですね、よろしく願いしておきます。

○議長

他にございませんか。

【質問なし】

質問も無いようでございますので採決をとります。第8項について承認することに

賛成の方、挙手をお願い致します。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので承認することに致します。次に、議案第5号について提案致します。事務局の説明をお願いします。

○事務局

議案書の30ページをお願いします。

議案第5号 農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画変更について

でございます。

農振除外ですね、先月、促進協議会が開催されまして、全件承認いただいた案件になりますが、こちらの方で説明をさしあげたいと思います。議案書31ページをお願いします。地図は8ページを開けて下さい。合わせて説明させていただきます。1項、農用地域より除外、重用な変更で5,000㎡以下の転用許可を必要とするというところでございます。第1項、申出人が柳川市の_____さん、理由は駐車場用地に供するでございます。地図は8ページのところ青色のところになります。_____さんが_____との境になりますが、北側にお持ちなのですが、狭くて大きなトラックが転回する場所がない、それと駐車場もないということで今回、除外の申請に上がっています。ただ、地目が山林でございますので、農転の許可は不要ということになります。

続きまして、第2項に移ります。申出人は山ノ井の_____さん、理由は貸駐車場用地に供するでございます。地図の9ページをお願いします。以前、転用もありまして、_____さんの工場、駐車場に供されていましたが、全然足りないということで、こちら申請地を今回、除外して駐車場用地にするというところでございます。こちらは、後で転用することになってまいります。続きまして、3項、申出人、新溝の_____さん、同じく新溝の_____さん、薬局用地に供するでございます。地図の10ページをご覧ください。新溝の令和3年10月に許可と書いているのが_____さんで、申請地の北側、_____さんで_____さんの薬局ということで_____さんが_____の用地とされるというところでございます。除外がございましたら、転用申請になります。議案書の32ページをご覧ください。2、農用地区域より除外、重用な変更、5,000㎡を超えるということで本庁案件になります。第1項、申出人、若菜の_____さん、同じく江

口の_____さん、久留米市の_____さん、理由は、_____及び加修場用地に供するで
ございます。地図は11ページをご覧ください。_____さんが_____として、現在、
稼働しておりますが、そちらの敷地が約_____㎡ありますので、その2分の1以内、
_____㎡が敷地拡張の限度になりますので、それ以内のところ隣接したところで、
今回、除外の申請を出されたというところでございます。続きまして、第2項、申出
人、上北島の_____さん、水田の_____さん、他、名前が下に連なっている方々です。
理由は、_____ということで、_____さんが地図の12ページ、_____がなくなった
というところで、_____である一定以上の_____を確保しなければいけないという
ところで、_____さんの敷地の東側の一段の土地を今回、_____として整備をされると、
間の右半分のところの南北に道が入っていますけど、きちんと通れるように、ちょっ
と狭いので少し拡幅して整備をして頂くということでお話があっているというところ
でございます。_____を貼られて、ということで綺麗になるのではないかとこのふ
うに思っております。続きまして、議案書の33ページをご覧ください。報告事項で軽
微な変更ということで、用途区分の変更です。農業用の施設用地に供するというところ
で、2件上がっています。第1項、申出人、西牟田の_____さん、農業用施設用地に
供するというところで、地図の13ページです。ご自身が持っておられるところの内198
㎡を農業用施設にされるということで、備考に書いていますけど2a未達は届出でいい
ですということになっております。続きまして、第2項、申出人、若菜の_____さん、
富重の_____さん、同じく農業用施設に供するでございます。場所が分かりにくい
ですけど、久富と富重の間のところ、松永委員さんから農地パトロールをして頂いた
時に、倉庫のコンクリートを打たれているということで、現地に行きました。農地と
して使っていて、ちょっとトラクターとか置いてあるところは、いろいろ言わない
ですけども、大型の機械がこの面積の7割8割ぐらいの倉庫が建っているんですね。
農地として活用して1個とか置いているとかではなくて、先ほど言ったように全部農
機具があったので、さすがに農業用のハウスとしてどうかなあと、過去にも田島委員
さんからこういうのが建っているよということで、ご連絡頂いて施設用地でその場合
は転用の届出で良かったのですが、これは広いので転用許可が必要ということにな
ってくるのではないかと思います。説明は以上でございます。これを承認頂ければ、
別紙で2枚付けていますけど、1枚目、回答案というところでご承認頂いたという前
提でございますが、意見及び要望としては、いつもこのように回答していますが筑後

市農業振興地域整備計画の変更による農用地の減少は、農業生産基盤の弱体化に繋が
り今後の本市農業の振興を図る上で危惧するところであるが、確固たる理由で農用地
の転用等が計画されることは、やむを得ないところであるという要望で回答しようと
思っております。説明は以上になります。

○議 長

議案第 5 号について、質問のある方はお願いします。

【質問なし】

質問も無いようでございますので採決をとります。議案第 5 号について承認するこ
とに賛成の方、挙手をお願い致します。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので承認することに致します。次に、議案第 6 号追加議案に
ついて提案致します。事務局の説明をお願いします。

○事務局

追加議案でございます。

議案第 6 号 農業経営基盤強化促進法第 19 条の規定による地域計画の変更について
でございます。

今回、追加議案ということでお願いしたものでございます。34 ページはその計画
変更についてということの表題でございます。35 ページで説明させていただきます。
計画を変更する地域計画名称等ということで、松原地区、古川地区、水田地区、下妻
地区、古島地区、二川地区、西牟田地区になります。備考のところ、今回、何かと言
いますと松原の方は農業用施設用地、古川地区は新規就農者、農地転用、水田地区は
農地転用、下妻地区は、新規就農者、同じく古島地区は新規就農者、二川地区は農地
転用、西牟田地区は農業用施設用地、先ほどの除外の絡みを頭に入れて頂くと大体分
かるかなという風になっております。続いて、変更一覧の 36 ページと 37 ページは
ご参照頂きまして、38 ページ、39 ページです。こちらの方は、新規就農の方にな
ります。なぜ、今回、挙げたかという地域計画に新規就農の方が位置づけられて
いないと今後の補助金を受けられなくなるということで、今回、掲示をさせて頂いて
いるものでございます。

実際の計画自体は、新規就農者とか面積とかが40ページから地区毎に全部書いてございます。70ページまで枚数が多いので見て頂ければと思います。説明は以上になります。これを承認頂くということであれば、もう1枚の回答案というところで地域計画変更案に対する意見聴取について、去年3月には地域計画を策定することに当たっての意見聴取がありましたけれども、計画変更に対する意見聴取についてということでございますので、下記のとおり回答したいと思います。今回の総会において審議された対象地区の地域計画変更案については、新規就農者名簿登載及び農用地区域内からの変更（農振除外）になっており変更案全て問題ないと承認されました。なお、地域計画に変更が生じた時は、速やかに農業委員会を始めとする関係機関に連絡をお願いしますとしております。これが回答案になります。以上でございます。

○議長

今、事務局から議案第6号について、説明がございました。質問のある方はお願いします。

【質問なし】

質問も無いようでございますので採決をとります。議案第6号について承認することに賛成の方、挙手をお願い致します。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので承認することに致します。

本日の案件はこれですべて終了致しました。これをもちまして第33回の農業委員会を閉会致します。

午後2時20分 閉会